



第 4 号 平成18年(2006年) 3/6

広報 いちき串木野

# おしらせ版

## 保健・衛生

### 串木野環境センターへの直接搬入について

生活環境課 (☎33-5614)

串木野環境センターへのごみの直接搬入が以下のとおり変更となりました。特に、日曜の地域清掃やボランティア清掃を実施された際は、ごみの分別を徹底していただき、直接搬入くださいますようお願いいたします。

○月～金曜日及び第1・3日曜日

環境センターで処理できるごみ全般

○土曜日 一般家庭の可燃ごみ

○搬入時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時

○問合せ 串木野環境センター (☎32-2388)

※ごみの減量と再資源化にご協力を!

### コンポスト及び水切りバケツ購入助成の廃止及び電気式生ごみ処理機購入設置補助金の創設について

生活環境課 (☎33-5614)

これまでご利用いただいたコンポスト及び水切りバケツ購入助成金が、3月31日までの購入分(領収書)をもって廃止されます。今後は、電気式生ごみ処理機購入設置補助金が創設されておりますので、こちらをご利用ください。

《留意事項：申請にあたって》

○コンポスト・水切りバケツの購入助成金(3月31日まで)

補助対象：新たに購入した世帯

補助額等：購入経費の2分の1以内

コンポスト限度額3,000円/台・世帯

水切りバケツ限度額1,000円/台・世帯

○電気式生ごみ処理機購入設置補助金

補助対象：新たに処理機を購入した世帯

補助額等：購入経費の2分の1以内

限度額25,000円/台・世帯

※いずれも領収書(電気式生ごみ処理機については、メーカー、型式等が記載され明細の分かるもので、必ず世帯主名で発行のもの)及び印かんをご持参ください。詳細は、生活環境課までお問い合わせください。

## 3月の犬の引き取り

生活環境課 (☎33-5614)

毎月第3月曜日は犬の引き取りの日です。

子犬も引き取ります。

○日時 3月20日(月) 13:00～13:30

○場所 串木野庁舎別館 駐車場広場

※印鑑と鑑札を持参してください。

※当日、引き取りに出された犬をその場で譲り渡すことはできません。譲り渡しを希望される方は、伊集院保健所で開催される動物愛護講習会を受講してください。

※犬の飼い主は必ず登録し、狂犬病予防注射を受けてください。

## 平成17年度大腸がん検診の結果について

串木野健康増進センター (☎33-3450)

1月31日から2月10日にかけて、串木野地域で実施しました大腸がん検診の結果につきましては、今までに紹介状の届いていない方は、精密検査の必要はありませんでした。「健康手帳」の大腸がん検診記載欄の“便潜血陰性”を○で囲んでください。

## 募集・催し

### 臨時職員の募集

総務課 (☎33-5625)

いちき串木野市では、次のとおり臨時職員を募集します。募集要項及び申請書は、串木野庁舎総務課、市来庁舎総務課及び羽島出張所に用意してあります。

募集職種	担当課	電話番号
土木作業員	土木課	21-5151
いちきアクアホール管理人	いちきアクアホール	21-5800

#### 【雇用期間】

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

#### 【応募資格】

昭和15年4月2日以降に生まれた者

※その他の資格等については担当課にお尋ねください。

#### 【応募手続】

自筆の履歴書1通(市販のもの)と申請書1通を串木野庁舎総務課、市来庁舎総務課もしくは羽島出張所に提出してください。障害者の方は障害者手帳の写しを添付してください。

・受付期間：3月6日(月)～15日(水)

(ただし、土曜日、日曜日を除きます。)

・受付時間：午前8時30分～午後5時

・応募は、1人につき1職種となります。

#### 【選考方法】

面接(面接の日時は、後日連絡します。)

## こんにちは市長(市民と市長の直接対話)

～市長と気軽に話をしてみませんか?～

自治振興課 (☎33-5631)

『こんにちは市長』は、市長が直接市民と対話し、みなさんの意見を聞き、市民と協働によるまちづくりを進めます。あなたの声をお聞かせください。

○日時 4月20日(木) 13:30～15:00

○場所 いちき串木野市役所 市来庁舎2階

○内容 テーマ設定をせず、自由に意見交換をしていただきます。

○定員 5人程度〔申込多数の場合抽選。結果は4月14日(金曜日)に連絡します。〕

ただし、グループでの申し込みは3人以内でお願いします。

○申込方法 自治振興課(串木野庁舎)及び総務課(市来支所)に専用の申し込み用紙があります。

○申込期限 4月7日(金曜日)までに申し込んでください。また、個人またはグループ参加者の同一人の重複申し込みはご遠慮ください。

○問合せ 自治振興課

## 平成18年度内閣府青年国際交流事業 参加青年募集について

社会教育課 (☎21-5128)

内閣府では、次代を担う国際的視野を身につけた青年を育成するために標記事業の参加者を募集しています。

- 応募締切 3月31日(金)
- 提出書類 応募申込書、作文等  
(※応募申込書は社会教育課にあります)

○応募書類提出先 社会教育課

### ○事業内容

- ①国際青年育成交流  
国際協力活動の体験、その国の青年との交流、ホームステイなど
- ②日本・中国青年親善交流
- ③日本・韓国青年親善交流  
その国の青年たちと文化・スポーツ交流、ホームステイ、施設訪問など(②③)
- ④世界青年の船
- ⑤東南アジア青年の船  
外国青年と船内生活をしながら、各種テーマについてのディスカッション、各国事情紹介、クラブ活動、スポーツ交流、施設訪問など(④⑤)

○応募資格 18歳～30歳

※詳細は内閣府ホームページでもご覧になれます。

(<http://www8.cao.go.jp/youth/koryu1.htm>)

### 【問合せ】

- ・いちき串木野市社会教育課
- ・県庁青少年男女共同参画課 ☎099-286-2557 (直通)

## 羽島青年文化祭開催!!

社会教育課 (☎21-5128)

羽島青年文化祭が下記により開催されます。

皆様のご来場をお待ちしております。

- 日時 3月12日(日) 午後1時30分～
- 会場 羽島小学校体育館
- 出演内容 羽島青年学級による演劇  
羽島小学校竹太鼓、親子読書発表  
羽島保育園・幼稚園ちびっ子マーチング等
- 問合せ 社会教育課

## 第12回串木野ロータリークラブ旗争奪 グラウンドゴルフ大会

市民スポーツ課 (☎21-5129)

- 日時 3月21日(火・祝) 8:30から
- 場所 いちき串木野市多目的グラウンド
- 参加対象 小学3年生以上の方  
※児童は保護者同伴
- チーム 1チーム5名
- 参加費 1人300円(当日徴収)
- 申込方法 所定の申込用紙により、3月13日(月)までにロータリークラブ事務局へ申し込んでください。申込用紙はロータリークラブ事務局にあります。
- 問合せ 串木野ロータリークラブ事務局  
いちき串木野市下名5928-8  
富永宅 (☎・FAX: 33-0189)

## 平成17年度働く女性の家まつりの案内

働く女性の家 (☎32-7130)

- 働く女性の家講座生と、自主講座で活動しているグループが日頃の学習成果を発表する『働く女性の家まつり』を開催します。多数の皆様のご来館、ご観覧をお願いします。
- 日時 3月23日(木)～25日(土)の3日間  
10:00～17:00(最終日15:00まで)
  - 作品展 水墨画と絵手紙、保存食と常備菜、家庭料理、袋物、押し花、和裁、パッチワーク、ちぎり絵、華道(池坊、専正池坊)木目込み人形、手描き友禅、押し絵、切り絵、書道の各講座生作品
  - バザー 袋物講座生の手作り作品バザー
  - 舞台発表 3月25日(土) 13:30～15:00  
フラメンコ、中国語、ステップ21健康体操、ヨガ、気功、フレッシュ体操の講座生による演技発表

## 市民農園の利用者募集!!

農政課 (☎33-5635)

市民農園を利用させていただく方を下記のとおり募集します。

- 申込対象者 市内在住の方(既に利用されている方を除きます)
- 貸付区画数 1区画(約20㎡)
- 農園の場所 酔之尾雇用促進住宅北側
- 申込方法 来課又は電話申込
- 申込場所 農政課農林係(串木野庁舎)
- 申込期限 3月20日(月) 午後5時まで
- 貸付決定方法 申込者数が募集者数を上回る場合は抽選
- その他 利用料金は無料ですが、いくつか注意事項があります。

## その他

### 軽自動車等の廃車・異動届の 手続きはお済みですか?

税務課 (☎33-5616)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(または使用者)に課税されます。

軽自動車等を廃車・譲渡などで現在所有(または使用)していない方は、必ず3月31日(金)までに下記の場所で申告を済ませてください。

なお、期日までに届出のないときは、引続き平成18年度も軽自動車税が課税されます。

また、市外に住所変更される場合も定置場所の変更手続きが必要になります。

### ○申告場所

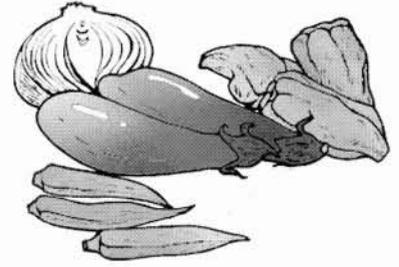
- ・原付(125cc以下)、小型特殊自動車の軽自動車は、いちき串木野市役所串木野庁舎税務課市民税係、または、市来庁舎市民課税務係(☎21-5116)へ
- ・上記以外の軽自動車は鹿児島県軽自動車協会(☎099-261-4011)へ

※詳しくは、それぞれの窓口へお問い合わせください。

# 農薬散布には細心の注意を！

農政課 (☎33-5635)

農薬散布については、これまでも農薬取締法に基づき、病院・学校等の公共施設や住宅地、隣接する畑などに農薬の飛散がないよう努めてきたところですが、平成18年5月29日に施行されます食品衛生法上の「ポジティブリスト制」の導入により、今後、より徹底した農薬の飛散防止が求められますので、これまで以上の注意をお願いします。



## ポジティブリスト制って何？

農薬については、人が一生涯毎日摂取しても危害を及ぼさない量をもとに残留基準が定められていましたが、これまでは、すべての食品・農薬で設定されてはいませんでした。

ポジティブリスト制は、食品衛生法で「食品の安全の確保のための基準を充実させ、もって、国民の健康の保護を図る」ことを目的に残留基準をすべての食品・農薬等について定め、その基準を超過した食品の販売等を原則禁止する制度のことです。

## 飛散したらどうなるの？

農薬散布は、いうまでもなく農薬のラベルにある適用作物や使用回数等の使用基準を守りますが、隣接した畑に他の作物が栽培されている場合もあり、飛散により目的外の作物に農薬が残留する可能性があります。

しかも、農薬が飛散した農作物が出荷された消費地において、農薬残留分析が行われ残留基準を超過した場合、回収、廃棄、返品などが法的に指示され、違反品の流通を防止する措置がとられます。

## 何に注意すればいいの？

農薬の飛散を防止するためには、以下のことなどを実施することが重要となります。

- ・風向きや風力、周辺作物の種類、収穫時期、農薬の種類などに注意し、飛散しない条件で散布を実施する。
- ・ノズル、風力、散布圧などを十分調整して飛散のない状態で散布する。
- ・薬液タンクやホース内の洗浄を行い、農薬残液の影響がないようにする。
- ・隣接作物の栽培者等に「いつ、どのような農薬を散布する」などを予告・相談するなど十分連携を図る。
- ・隣接ほ場との境界空間を十分に確保し、網目の細かいネットやソルゴー等で周辺を囲む。
- ・粉剤や液剤、水和剤、乳剤等から、登録のある飛散しにくい粉剤等に変更する。
- ・農薬以外の光反射シート、黄色蛍光灯の利用や残留基準の設定がない天敵、フェロモン、BT剤などの防除対策で代替する。  
.....などが考えられます。



問合せ先：県庁食の安全推進課生産環境係 (☎099-286-2891)

## 年金広報だより

…国民年金保険料は便利な口座振替で!!…

国民年金保険料は、口座振替を利用すると納め忘れがなく、また、毎月納めに行く手間が省けて便利です。さらに、保険料が割引になる方法もあります。

保険料は翌月末（末が金融機関非営業日のときは翌営業日）が納期限で、口座振替もこの日に振り替えられますが、これを当月末の振替へ変更すると、毎月保険料が割引されます。

平成17年度に保険料を口座振替にしていた方で、13,540円振り替えられている場合は、すでに当月末払いになっています。13,580円振り替えられている場合は翌月末払いをされています。

翌月末払いを、割引のある当月末払いに変更する場合は、届出が必要です。

さらにお得になる方法として口座振替の前納制度があります。口座振替前納には1年分前納と6カ月分前納（4月分～9月分と10月分～翌年3月分）ができます。口座振替の手続きは、お近くの社会保険事務所または金融機関へ。

平成18年度の1年分と4月分～9月分の口座振替前納は、社会保険事務所に3月20日必着です。金融機関に届出する場合は日にちがかかることがありますのでご注意ください。

口座振替の前納を出し忘れてしまった、という場合は、納付書で前納することができます。口座振替の前納より割引額は少なくなりますが、毎月納めるよりもお得ですのでご利用ください。

…異動の際は、届出を忘れずに!…

春は、就職・転職・進学など、異動の多い季節です。次のような場合は、届出が必要になりますので忘れずに提出してください。

### 【市町村役場の国民年金窓口】

- ・20歳になったとき  
（すでに厚生年金保険・共済組合に加入されている方は除く）
- ・離婚や収入増で配偶者の扶養から外れた時
- ・退職したとき

### 【社会保険事務所（手続きは勤務先が行います）】

- ・厚生年金保険や共済組合に加入する配偶者に扶養されるようになったとき
  - ・就職したとき
- ※手続きや相談の際は、年金手帳や印鑑を持参してください。

## 年金相談所を開設

市民課 (☎33-5612)

○日時 3月22日(水) 10:00～15:00

○場所 市来庁舎(3階)会議室

○相談員 川内社会保険事務所職員

※国民年金について、わからないこと、過去に厚生年金・船員保険などに加入されていた人もご相談ください。

## 平成18年度水質検査計画の公表について

水道課 (☎21-5156)

いちき串木野市水道事業では、安全な水の供給を行うために、定期的水質検査と毎日検査によって水質の安全確保に努めております。市民の皆様が、安心して水道水を使用していただくために、平成18年度の水質検査計画(案)を策定しました。

計画書(案)は下記の場所で閲覧できますので、ご希望の方はご覧いただき、ご意見をいただければ幸いです。

### 【閲覧場所】

- ・串木野庁舎(都市建設課) ・市来庁舎(水道課)
- ・羽島コミュニティセンター
- ・生福コミュニティセンター
- ・冠岳コミュニティセンター
- ・荒川コミュニティセンター
- ・旭コミュニティセンター
- ・照島コミュニティセンター
- ・いちきアクアホール
- ・市来大里郵便局 ・市来川上郵便局

### 【閲覧期間】

3月7日(火)～3月27日(月)  
(土曜日・日曜日を除く)

## お引越しをされるときは、 水道の開始・休止届を忘れずに!!

水道課 (☎21-5155)

お引越しにともなって、水道の使用を開始・休止される方は、水道の届をお忘れにならないようお願いいたします。

### ①使用開始届

印鑑をご持参のうえ、水道課(市来庁舎)又は、都市建設課(串木野庁舎)でお手続きください。なお手続きは、代理の方でも結構です。

### ②使用休止届

電話での届出ができます。お引越しの日程が決まりましたら、2～3日前までに水道課又は、都市建設課(☎33-5679)へお電話ください。

## 3月1日～7月14日は野鳥の捕獲はできません

農政課 (☎33-5635)

現在、捕獲・飼養できる野鳥は、1世帯につきメジロ・ホオジロの中から1種、1羽となっていますが、これらの繁殖期である3月1日から7月14日までは、捕獲が禁止されていますので注意しましょう。

野鳥の捕獲・飼養について、詳しくは農政課または市来庁舎産業経済課(☎21-5122)までお問い合わせください。

## 訂正とお詫び

広報いちき串木野「おしらせ版(2月6日号)」に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

・P.1 タイトル欄:第5号→**訂正**→第3号

・P.3 第53回県下一周駅伝コース図(第2日):

串木野支所→**訂正**→串木野庁舎

いちき串木野市役所→**訂正**→市来庁舎